

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院研究科運営規程（以下「研究科運営規程」という。）

第2条に基づく和歌山大学大学院教育学研究科会議（以下「研究科会議」という。）に関し必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 研究科会議は、次の者をもつて組織する。

(1) 研究科長

(2) 研究科を担当する専任の教員

(3) 教育研究評議員、副学部長、教務委員長、入試委員長、学生委員長

2 研究科長は、教育学部長をもつて充てる。

3 研究科会議は、専門の事項を調査・審議するため専門委員会を置くことができる。

(審議事項)

第3条 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

(委員長)

第4条 研究科会議に委員長を置き、研究科長をもつて充てる。

2 委員長は、研究科会議を招集して、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 研究科会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、学位の授与に関しては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の委員は、研究科会議の構成員に算入しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 研究科会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(審議事項の付託)

第7条 研究科会議は、第3条に定める審議事項の一部について、研究科運営規程第5条第1項に規定する代議員会として、専攻会議に付託し、専攻会議の議決をもって研究科会議の議決とする。

2 前項の代議員会として専攻会議に付託する事項については、研究科会議において別に定める。

3 専攻会議は、審議を付託された事項について、専攻会議後直近の研究科会議に審議事項を報告する。

4 前3項に規定する場合の専攻会議に関し、必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 研究科会議の事務を処理するための幹事を置く。

2 幹事は、学務課教育学部分室長をもつてこれに充てる。

大学院教育学研究科会議規程

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科会議の運営に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日一部改正）

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日一部改正）

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第182号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1308号）

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1602号）

この改正規程は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1614号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月5日一部改正：法人和歌山大学規程第1749号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1823号）

1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第7条に定める審議事項の付託については、当面の間行わないものとする。

附 則（平成28年4月14日一部改正：法人和歌山大学規程第1834号）

この改正規程は、平成28年4月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2161号）

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2454号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。